

## 広域・大規模災害時における指定都市市長会の確認事項

今回の未曾有の被害をもたらした東日本大震災に際して、我々指定都市は、被災地に向けた支援を講じてきたが、今後とも一日でも早い復興に向けて全力を挙げて取り組む決意である。

この中で、今回の支援を通じて要求されているのは、「迅速性」と「適切性」である。この両者を今後の施策に反映させていくために、指定都市が連携し、支援活動や避難者の受け入れ等を行う体制の構築が求められる。

一方、支援先と支援元がペアになる対口支援は、被災地の細かいニーズや支援の組み立てなどにより総合力が発揮でき、さらに指示命令系統が簡素でより迅速な対応ができるなど、極めて有効な方法であることが判明した。

今回の経験に基づき、今後の広域・大規模災害における広域支援のあり方を下記のとおり取り決める。原則として、本取り決めにに基づき、基礎自治体の中でも最も広範な実務経験と高度な行政能力を有する指定都市が、より緊密に連携を図り、指定都市市長会として一体となり、被災地支援に向けて積極的に取り組むことを確認する。

### 記

#### (原則)

- 1 広域・大規模災害（以下「広域災害」という。）が発生した場合は、指定都市が持つ基礎自治体としての総合力をより有効に活用するため、被災地（被災自治体）に対し指定都市市長会として支援を行う。

- 2 指定都市は、広域災害が発生した場合、速やかに地域ブロック等による割り振りに基づき被災地（被災自治体）に先遣隊を派遣するとともに、被災地（被災自治体）の支援等を行う。
- 3 指定都市市長会は、広域災害が発生した場合は、速やかに現地支援本部及び中央連絡本部を設置する。
- 4 現地支援本部は、上記第2項により派遣された先遣隊により構成される。
- 5 中央連絡本部を東京に設置する場合は、指定都市市長会事務局に本部を置き、事務局職員及び各東京事務所の職員により構成される。
- 6 現地支援本部は、対口支援等の調整及び被災地（被災自治体）の需要等の把握に努め、各指定都市及び関係機関との調整事項などについて中央連絡本部と連携を図る。
- 7 中央連絡本部は、国及び都道府県、全国知事会、全国市長会等の関係機関、現地支援本部並びに、各指定都市との連絡調整、情報提供及び情報収集等の統括的事務を行う。
- 8 現地支援本部及び中央連絡本部は、被災地（被災自治体）及び被災者への継続的な支援を行うため、下記応急・復旧期から復興期にわたり、継続的な活動を行う。
- 9 各指定都市から被災地への職員支援の期間は、被災地（被災自治体）の需要を踏まえ現地支援本部と相談の上、各都市で判断し、中央連絡本部その他の関係機関との調整を行う。

## (支援方法)

対口支援を基本とする。各指定都市は、本会の代表として、担当の被災地支援を行う。なお、災害の規模・態様によっては柔軟に対応する。

また、各指定都市は、国等からの支援要請についても、積極的に対応し、支援活動を行う。

## (区分)

支援の方針については、概括的な目安として、①応急・復旧期 ②復旧・復興期 ③復興期の3つに区分する。

### ① 応急・復旧期

迅速な初動対応が求められる。このため、先遣隊を迅速に派遣するとともに、現地支援本部及び中央連絡本部の設置などを行う。

### ② 復旧・復興期

増大する要望への適切な対応が求められる。このため、国及び都道府県、全国知事会、全国市長会等の関係機関と協議し、他の市町村との連携を図り、支援グループを形成する。

### ③ 復興期

多様化・長期化に対応できる体制づくりが求められる。このため、支援都市の負担を考慮し、国及び都道府県、全国知事会、全国市長会等の関係機関と協議し、支援体制について調整を図る。具体的には、遠隔地から近隣地の支援グループへの引継ぎの実施などを検討する。

## (その他)

この確認事項を実施するための手続きその他必要な事項は、別に「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」に定める。

(附 則)

この確認事項は、平成23年10月31日から施行する。

(附 則)

この確認事項は、平成24年11月5日から施行する。

(附 則)

この確認事項は、平成26年4月1日から施行する。